

職員の休憩時間に関する要綱

制 定 平27. 4. 1

改 正 令4. 4. 26

(休憩時間)

第1条 職員の休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 午後0時15分から午後1時までとする。
- (2) 業務の性質その他の事由により、これにより難い職員の休憩時間は、別に定める。

(休憩時間の変更)

第2条 前条の規定に関わらず、所属長は、職員から次に掲げる休憩時間への変更の請求があった場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員の休憩時間を当該請求に係る休憩時間とするものとする。

- (1) 総務課、経理課、施設管理課、建設企画課（住之江工場更新工事事務所含む）
 - (ア) 12時00分から12時45分
 - (イ) 12時15分から13時00分
 - (ウ) 12時30分から13時15分
- (2) 西淀、平野、東淀、鶴見、八尾、舞洲工場、北港事務所
 - (ア) 11時45分から12時30分
 - (イ) 12時00分から12時45分
 - (ウ) 12時15分から13時00分

(対象職員)

第3条 休憩時間の変更の請求ができる職員は次の各号のとおりとする。

- (1) 総務課、経理課、施設管理課（北港事務所含む）、建設企画課（住之江工場更新工事事務所含む）に勤務する職員
- (2) 西淀、平野、東淀、鶴見、八尾、舞洲工場に勤務する職員のうち、変則勤務作業に従事する職員以外の職員

(休憩時間の変更にかかる申請手続等)

第4条 職員は、第2条により休憩時間の変更を申し出る場合は、休憩時間変更

請求書により、休憩時間の変更を請求する一の期間（原則1月以上とする。複数月分の申請を行う場合は同一年度内で12か月分までを上限とする。）について、その初日（以下「休憩時間変更開始日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ第2条の請求を休憩時間変更開始日の前日までに所属長あて行うものとする。ただし、請求を行う時期については、特別な事情がある場合については、この限りではない。

2 前項の請求は、一の期間ごとに行うものとする。

（雑則）

第5条 休憩時間の前後に引き続いて休暇等を取得する場合については、この要綱による休憩時間の変更は取り消したものとみなす。

2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。